



平成24年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)

平成24年1月26日

上場取引所 東

上場会社名 株式会社メッツ

コード番号 4744 URL <http://www.metscorp.co.jp/>

代表者 (役職名) 代表取締役社長

(氏名) 尾形 和也

問合せ先責任者 (役職名) 代表取締役社長

(氏名) 尾形 和也

TEL 03-5468-3590

四半期報告書提出予定日 平成24年2月14日

配当支払開始予定日 —

四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無

四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成24年3月期第3四半期の業績(平成23年4月1日～平成23年12月31日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
24年3月期第3四半期	0	△100.0	△95	—	△94	—	△98	—
23年3月期第3四半期	4,459	—	△348	—	△381	—	△370	—

	1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
24年3月期第3四半期	△202.40	—
23年3月期第3四半期	△758.96	—

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
24年3月期第3四半期	241	235	97.4
23年3月期	346	333	96.5

(参考) 自己資本 24年3月期第3四半期 235百万円 23年3月期 333百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
23年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
24年3月期	—	0.00	—	—	—
24年3月期(予想)	—	—	—	—	—

(注)直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成24年3月期の業績予想(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

#### 4. その他

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

24年3月期3Q	487,800 株	23年3月期	487,800 株
----------	-----------	--------	-----------

② 期末自己株式数

24年3月期3Q	— 株	23年3月期	— 株
----------	-----	--------	-----

③ 期中平均株式数(四半期累計)

24年3月期3Q	487,800 株	23年3月期3Q	487,800 株
----------	-----------	----------	-----------

#### ※四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

・この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表のレビュー手続は終了していません。

#### ※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

・本日付で「当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社は取締役会で本公開買付けに賛同表明を決議しております。このことから現時点における合理的な業績予想が困難な状況にあり、記載していません。業績の開示が可能となった時点で速やかに開示いたします。

## ○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する定性的情報	2
(2) 財政状態に関する定性的情報	3
(3) 業績予想に関する定性的情報	3
2. サマリー情報(その他)に関する事項	4
(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	4
(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	4
3. 継続企業の前提に関する重要事象等の概要	5
4. 四半期財務諸表	6
(1) 四半期貸借対照表	6
(2) 四半期損益計算書	8
(3) 継続企業の前提に関する注記	9
(4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記	9
(5) 重要な後発事象	9

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 経営成績に関する定性的情報

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響と継続的な円高による輸出環境の悪化や株価の低迷等により企業業績の悪化が懸念され、先行き不透明な状況で推移しております。

当社が属しております不動産業界においては、金融及び事業環境に一部改善の兆しが見られるものの全体的市況の回復にはなお時間を要するものと思われまます。

当社は「リアルエステート事業」において、小・中規模不動産物件の売買に注力し、「IT・システムコンサルティング事業」において、スマートフォン向けアプリケーションの企画、開発を推進しております。

しかしながら、欧米の財政問題等で世界の経済市場の先行きはより不透明さを増し、国内においては急激な円高進行による競争力低下が進み、東日本大震災に端を発して当社事業の属する不動産市場では回復基調にあった市場流動性の低下やテナント需要の減少など、一段と厳しさを増しております。

このような環境のもと、今期は当社の主たる事業である不動産市場において、業績を回復していくために必要不可欠である強固な財政基盤の構築の為、当社とシナジー効果が見込める事業会社との資本関係の構築に取り組んでおりました。国内外の事業会社、その他有力提携候補先企業等複数社と資本提携を実施すべく何度も交渉を重ね、事業の建て直しを図るべく資本提携に全社一丸となって取り組んでまいりましたが、10月末までに当社事業とのシナジー効果があり、かつ提携後の成長が見込め、その上関係各所の各種ルールに適合する先との合意には至りませんでした。また並行して交渉をしておりました金融機関からの融資においても、金融機関の不動産売買市場に対するより慎重な姿勢等により融資が実現せず、商材の仕入をする事が非常に困難である状況となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は150千円で前年同四半期と比べ、4,459,531千円の減収となりました。営業損失は95,648千円(前年同四半期比252,812千円の改善)、経常損失は94,561千円(前年同四半期比286,967千円の改善)、四半期純損失は98,729千円(前年同四半期比271,489千円の改善)となりました。これにより1株当たり四半期純損失は202円40銭となりました。

このような状況から、取締役会では、株主利益保護の観点から、これ以上当社において事業を継続し、日々会社の貴重な財産を減少させることになるより、財産が残存する段階で会社を解散し、残余財産を株主の皆様へ分配することがより良い選択であると判断し、平成23年11月14日の当社取締役会において同内容にて決議し、「解散ならびに解散に伴う臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」を公表いたしました。

事業別進捗は次のとおりであります。

#### (リアルエステート事業)

販売用不動産の取得に向け、当社独自のネットワークを活用し、積極的に情報収集および交渉などに取り組むも、震災後の不動産業界ではオフィスニーズの変化などが起こっており、業界状況を注視する必要があることから、取得までには至りませんでした。

#### (IT・システムコンサルティング事業)

スマートフォン向けアプリケーションの企画・開発につきましては、これまでのセキュリティ関連事業によって蓄積されてきたWEBカメラコントロール技術とスマートフォン向けアプリケーション技術を融合した製品の企画・開発及び今後拡大が期待されるデジタルブック用のアプリケーションの企画・

開発を推進しておりました。

(2) 財政状態に関する定性的情報

(資産の部)

流動資産は、前事業年度末に比べて30.7%減少し230,407千円となりました。これは主として現金及び預金の減少によるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べて17.6%減少し11,136千円となりました。これは減損損失の計上によるものです。

(負債の部)

流動負債は、前事業年度末に比べて48.1%減少し6,373千円となりました。これは主に未払金の減少によるものです。

(純資産の部)

純資産合計は、当期純損失による利益剰余金の減少に伴い、前事業年度末に比べて29.6%減少し235,170千円となりました。

(3) 業績予想に関する定性的情報

本日付で「当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社は取締役会で本公開買付けに賛同表明を決議しております。このことから現時点における合理的な業績予想が困難な状況にあり、記載しておりません。業績の開示が可能となった時点で速やかに開示いたします。

2. サマリー情報(その他)に関する事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

該当事項はありません。

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

該当事項はありません。

### 3. 継続企業の前提に関する重要事象等の概要

当社は平成23年11月14日開催の取締役会において、株主利益保護の観点から、これ以上当社において事業を継続し、日々会社の貴重な財産を減少させることになるより、財産が残存する段階で会社を解散し、残余財産を株主の皆様へ分配することがより良い選択であると判断し、会社解散の決議を行い、公表いたしました。

しかしながら、解散等のプレスリリース後、当社株式を公開買付けによって取得する意向が提示されており、当社は平成24年1月26日開催の取締役会において本公開買付けへの応募のご判断を株主の皆様へお願いするものとし、賛同の意を表明することを決定いたしました。

本公開買付けが成立した場合には、当社が事業継続、再生を成し遂げる可能性が高まり、企業価値を高めることにもなると考えられますが、現時点では本公開買付けの成立を前提として事業継続が予定されているため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

現時点では、公開買付けの手続は開始されたばかりで公開買付けは成立しておりません。当社は公開買付けが万が一にも成立しない場合を考慮して、解散をも視野に入れており、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会における解散決議を延期する旨の取締役会決議を平成24年1月26日に行っております。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映しておりません。

4. 四半期財務諸表  
 (1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	330,682	227,437
売掛金	516	516
未収入金	761	733
前払費用	710	898
その他	—	1,263
貸倒引当金	—	△441
流動資産合計	332,672	230,407
固定資産		
有形固定資産		
建物	439	439
減価償却累計額	△55	△87
減損損失累計額	—	△352
建物(純額)	384	—
工具、器具及び備品	3,384	4,463
減価償却累計額	△2,114	△2,271
減損損失累計額	—	△2,191
工具、器具及び備品(純額)	1,270	—
有形固定資産合計	1,655	—
無形固定資産		
電話加入権	216	—
無形固定資産合計	216	—
投資その他の資産		
敷金及び保証金	11,136	11,136
関係会社株式	500	—
投資その他の資産合計	11,636	11,136
固定資産合計	13,507	11,136
資産合計	346,179	241,544
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	2,790	75
未払費用	2,099	2,687
未払法人税等	7,075	3,558
その他	314	51
流動負債合計	12,279	6,373
負債合計	12,279	6,373



(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,346,750	2,346,750
資本剰余金		
資本準備金	2,755,812	2,755,812
その他資本剰余金	364,374	364,374
資本剰余金合計	3,120,187	3,120,187
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△5,133,036	△5,231,766
利益剰余金合計	△5,133,036	△5,231,766
株主資本合計	333,900	235,170
純資産合計	333,900	235,170
負債純資産合計	346,179	241,544

(2) 四半期損益計算書  
第3四半期累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	4,459,681	150
売上原価	4,669,593	265
売上総損失(△)	△209,911	△115
販売費及び一般管理費	138,548	95,532
営業損失(△)	△348,460	△95,648
営業外収益		
受取利息	17	31
債務勘定整理益	3,995	2,576
その他	42	88
営業外収益合計	4,055	2,696
営業外費用		
支払利息	37,123	—
支払手数料	—	1,610
営業外費用合計	37,123	1,610
経常損失(△)	△381,528	△94,561
特別利益		
固定資産売却益	27,921	—
特別利益合計	27,921	—
特別損失		
固定資産売却損	8,649	—
固定資産除却損	6,924	—
減損損失	—	3,260
特別損失合計	15,573	3,260
税引前四半期純損失(△)	△369,181	△97,821
法人税、住民税及び事業税	1,037	907
法人税等合計	1,037	907
四半期純損失(△)	△370,218	△98,729

## (3) 継続企業の前提に関する注記

当第3四半期会計期間  
(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

当社は平成23年11月14日開催の取締役会において、株主利益保護の観点から、これ以上当社において事業を継続し、日々会社の貴重な財産を減少させることになるより、財産が残存する段階で会社を解散し、残余財産を株主の皆様へ分配することがより良い選択であると判断し、会社解散の決議を行い、公表いたしました。

しかしながら、解散等のプレスリリース後、当社株式を公開買付けによって取得する意向が提示されており、当社は平成24年1月26日開催の取締役会において本公開買付けへの応募のご判断を株主の皆様へお願いするものとし、賛同の意を表明することを決定致しました。

本公開買付けが成立した場合には、当社が事業継続、再生を成し遂げる可能性が高まり、企業価値を高めることにもなると考えられますが、現時点では本公開買付けの成立を前提として事業継続が予定されているため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

現時点では公開買付の手続は開始されたばかりで公開買付けは成立しておりません。当社は公開買付けが万が一にも成立しない場合を考慮して、解散をも視野に入れており、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会における解散決議を延期する旨の取締役会決議を平成24年1月26日に行っております。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映しておりません。

## (4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

## (5) 重要な後発事象

平成24年1月26日付で「当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」を公表いたしました。

当社は、平成24年1月26日開催の取締役会において公開買付者の提出した下記諸条件を検討した結果、公開買付者は公開買付け成立後に事業協力を得る旨の意向を示しており、事業継続及び上場維持の可能性が高まることから、本公開買付けの実施が当社株主の皆様及び当社に係る全ての関係者にとって利益となる可能性が認められると判断し、賛同の意見を表明することに致しました。

なお、同日開催の取締役会において、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会における解散決議を延期しております。

## 1. 公開買付者の概要

(1) 氏名	吉野 勝秀	
(2) 住所	千葉県松戸市	
(3) 上場会社と公開買付者の関係		
	資本関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

## 2. 本公開買付の概要

## (1) 買付け等をする株式の種類

普通株式

## (2) 買付け等の期間

平成24年1月27日（金曜日）から平成24年2月23日（木曜日）まで（20営業日）

## (3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金615円

## (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
292,680株	271,030株	292,680株

## 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

## (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、当社取締役の全員が出席した平成24年1月26日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けの実施につき慎重に検討を重ねた結果、当社取締役会としては、当社取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議するとともに、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会を延期し、本公開買付けへの応募のご判断を株主の皆様をお願いすることを決議致しました。この本公開買付けが成立した場合、延期を致しました臨時株主総会（議案：解散決議等）の開催を中止致します。

なお、本公開買付けは、買付予定数の上限があるいわゆる部分買付けであり、当社普通株式の上場が維持される予定であることから、当社普通株式を引き続き継続して保有することを希望される株主の皆様に対して、売却を事実上強制するものではありません。

株主の皆様におかれましては、公開買付説明書を十分にご検討いただいたうえで、本公開買付けへの応募につきご判断いただけますようお願い致します。

## (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、本公開買付成立後、公開買付者の不動産事業における豊富な経験及び人脈を有効活用すること、不動産売買及び不動産開発を実行するにあたって必要な資金調達が与信能力の増大により金融機関からのファイナンス、または公開買付者直接によるファイナンスを含め可能となり、当社が有するノウハウを発揮できること、公開買付者の不動産ネットワークを有効活用することができること、当社の資金調達能力が低下したことにより実行し得なかった先行投資を有する経営を行うことが可能となることから、公開買付者による本公開買付けは、当社の発展に寄与するものであり、当社内部（役員、従業員）だけでなく当社の株主の皆様から理解を得られるものであり、当社の企業価値の向上を図ることができるとの結論に至りました。

以上から、当社は、当社取締役の全員が出席した平成24年1月26日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付け実施、及び本公開買付け実施により起因する影響につき、慎重に検討を重ねました。本公開買付けは買付予定数の上限があるいわゆる部分買付けであることを考慮し、株主の皆様にとって不利益でないことに関する観点について、下記の判断に至りました。

### ・買付予定数に上限及び下限が設定されていることについて

当社は公開買付者に対して応募を希望される株主の皆様の売却意思を広く尊重できるよう、本公開買付けでの買付上限である当社株式の60%からの更なる引き上げを要望しましたが、実現には至らなかった。しかし前記のとおり、本公開買付け成立後も引き続き当社の普通株式の上場を維持する方針であること及び、本公開買付け成立後における当社の不動産仕入れへの資金支援を念頭においた効率的な資金活用という一応の合理的理由があり、少数株主の利益を不当に制限するものではないと判断し、本公開買付けに賛同をしないまでの要因にはならない。

### ・本公開買付けに応募し買付された場合

本公開買付は1株当たり純資産額にプレミアムを加えた金額を公開買付価格として行われることから、平成24年1月30日開催予定であった臨時株主総会において、解散決議をし、残余財産を分配した場合の1株あたり残余財産額（純資産額から解散・清算手続に必要な費用を控除した金額のため、純資産額よりは低額となる）より本公開買付価格が高額になることが明らかであり、本公開買付けに反対し、解散決議を諮ることに経済合理性は認められない。

### ・本公開買付けに応募したが買付されなかった場合、及び応募しなかった場合

本公開買付けの成立により、当社が解散をせず、公開買付者の支援により、事業を継続・再生を成し遂げることにより、企業価値の向上すなわち時価総額を上昇させることで、当社の株主の皆様にとって、利益となる可能性が認められる。

### ・事業の継続、再生について

当社は、公開買付者から提示された資料等を勘案し、事業計画概要を策定し、今後3期において実現可能な案件、案件数及び公開買付者による資金支援等を精査した結果、以下の事業計画概要に実現可能

性があるものと判断し、本公開買付けが実施し成立され、当社が解散をせず継続した場合に、当社の株主の皆様及び当社に係る全ての関係者にとって、利益となる可能性が認められる。

また当社は、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討し、さらに第三者機関からの公正性・適正性を担保・確保するための助言及び意見書を取得した結果、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）その他の条件は妥当で、少数株主にとって不利益なものでなく、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

この結果、当社取締役会としては、当社取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意を表明することを決議するとともに、平成24年1月30日開催予定の臨時株主総会を延期し、本公開買付けへの応募のご判断を株主の皆様委ねることを決議致しました。また、当該取締役会には当社監査役の全員が出席し、当社取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

#### 4. 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、本日現在、東証マザーズに上場されていますが、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の上場を維持する方針です。従って、本公開買付けにおいては、買付予定数に上限（292,680株、本公開買付けを行った後における株式所有割合60.00%）を設定しております。

なお、当社による解散等に関するプレスリリースの公表を受けて、平成23年11月14日付「当社株式の監理銘柄（確認中）指定に関するお知らせ」（以下「監理銘柄指定に関するプレスリリース」といいます。）で公表したとおり、同日付で東京証券取引所より当社の普通株式が監理銘柄（確認中）へ指定されております。

また、平成23年12月1日付「当社株式の時価総額に関するお知らせ」で公表したとおり、当社の普通株式は、平成23年11月において月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円未満となり、東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第5号aの規定による上場廃止基準に抵触し、同日から9ヶ月（先述した事業計画改善書）を3ヶ月以内（※1）に東京証券取引所に提出しない場合にあっては、3ヶ月以内に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円（※2）以上にならないときは、上場廃止になる可能性があります。但し、当社は、前述した東京証券取引所の有価証券上場規程に定める提出期限である平成24年2月末日までに、先述した事業計画改善書を提出する予定であります。

従いまして、上述の臨時株主総会の開催延期を決議しており、本公開買付けが成立した場合、延期をいたしました臨時株主総会（議案：解散決議等）の開催を中止することを前提にすれば、事業計画改善書が提出され、当該事業計画改善書の内容が相当であると東京証券取引所に認められた場合、平成24年8月末日までに毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円以上となれば、監理銘柄（確認中）の指定の解除及び当社普通株式の東証マザーズへの上場が維持される見込みでございます。なお、公開買付者は、本公開買付け成立後、後述のビジネスプランのとおり、当社と連携を図り、事業収益の最大化により、企業価値を高めていく所存です。

※1 事業計画改善書の提出期限は平成24年2月末日となります。

※2 東京証券取引所による平成23年12月13日付「上場株券に係る時価総額基準の取扱いの一部変更措置の延長について」によれば、平成21年1月末日より平成24年12月末日までの間、時価総額基準が5億円未満から3億円未満に変更になっております。

他方、当社は第24期第3四半期累計期間における売上が150千円となっております。これは東京証

券取引所の有価証券上場規程第603条第1項第4号の規定による上場廃止基準（最近1年間における売上高が1億円未満である場合）に抵触している状況にあります。当社は公開買付者の支援のもと当該基準をクリアすべく不動産売買活動に邁進していく所存です。

また、現時点で想定しうることに、本公開買付け後の当社の事業運営が不適當合併等（上場会社が実質的存続性を喪失する合併等（同規程第601条第1項第9号））に係る上場廃止審査の対象となり、当社が実質的な存続会社でないと認められ、かつ、一定期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合しない場合に上場廃止となる可能性があります。

なお、上場会社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして有価証券上場規程施行規則第601条第8項第1号で定める行為であり、非上場会社からの事業の譲受け、非上場会社との業務上の提携、その他非上場会社の吸収合併その他一定の行為と同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合には、不適當合併等に係る上場廃止審査が行われることとなり、当社もその審査の対象となる可能性があります。

また「実質的な存続会社」の判断は、当社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行われるものであります。

#### 5. 今後の事業展開について

公開買付者は、平成4年7月に株式会社新東京開発を設立し、建設関係を含む産業廃棄物の中間処理、収集運搬及びリサイクルを含む環境事業全般に加えて、不動産の販売・管理・投資運用等も行っていました。

平成18年10月には、株式会社新東京開発を新設分割会社とする新設分割により株式会社新東京開発の資産管理及び不動産の販売・管理・投資運用事業を新設分割設立会社である株式会社シントウキョウエージェント（平成20年6月に宅地建物取引業免許を取得）に承継させ、不動産事業に注力してまいりました。

公開買付者及び株式会社シントウキョウエージェントは、千葉県及びその近隣地域において、主に都心に居住する単身者向けの賃貸マンション、地元根ざした中小企業向けのオフィス等の不動産を中心に投資事業を行っていました。

このようにして、公開買付者は、これまでに株式会社新東京開発が培ってきた1,500社を超えるゼネコン、デベロッパー、パワービルダー等のお客様を通じて直接入手する土地（宅地）、開発段階の建物から完成後のオフィス、レジデンス等に至るまでの幅広い不動産情報を活用することで、不動産事業を拡大させてきました。

公開買付者は、本公開買付け成立後、公開買付者の不動産事業における豊富な経験及び人脈を有効活用することに加えて、当社において2億円程度の余剰資金がある財務状況等を踏まえ、必要に応じて、1～2億円程度の追加的な資金支援を行うことにより、当社事業の再生を図り、新たな不動産投資による事業拡大により、当社の企業価値の向上を目指していくとのことです。

当社の現在の経営陣は、これまでの経験とノウハウを活かし、引き続き当社の再生に尽力していく予定であり、現在の役員体制は維持される見込みです。また、公開買付者は、当社における事業再生を加速度的に推進するため、平成24年6月に開催が予定される当社の定時株主総会において、現在の当社役員らに加えて、公開買付者が当社との協議を経た上で当社事業の再生及び企業価値の向上に最も資する

と考えられる者最大3名（公開買付者を含みます。）を新たに取締役として選任する旨の議案を上程することを検討しているとのことです。なお、その他当社の経営方針等に対して重大な変更を加えることにつき、本日現在、具体的に決定している事項はございません。